

第86号議案

府中市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）等の施行による国の旅費支給制度の見直しを踏まえ、職員等の旅費について、所要の改正を行うものであります。

府中市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

(府中市職員旅費支給条例の一部改正)

第1条 府中市職員旅費支給条例(昭和29年6月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

(【 】は注記である。)

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤</u>府(任命権者が認める場合には、その<u>住所</u>、<u>居所</u>その他任命権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 省 略</p> <p>(5) <u>職務の級</u> 府中市職員の給与に関する条例(昭和29年6月府中市条例第27号)別表第1の一般職員給料表(1)及び別表第2の一般職員給料表(2)に規定する職務の級並びにこれらに相当するものをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>(1)～(2) 省 略</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤</u>府を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 省 略</p> <p>【追 加】</p> <p>(旅費の支給)</p>

第3条 省 略

2~3 省 略

4 第1項又は第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張命令を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合その他任命権者が認める場合には、これらの場合により損失となる金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第5条 旅行は、任命権者の発する出張命令によつて行わなければならぬ。

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

3 任命権者は、既に発した出張命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 任命権者は、出張命令を発し、又はその変更をするには出

第3条 省 略

2~3 省 略

4 第1項、第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に出張命令を取り消され、又は死亡した場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第5条 旅行は市長の発する出張命令によつて行わなければならぬ。

2 市長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

3 市長は既に発した出張命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には自ら又は第6条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 市長は出張命令を発し、又はこれを変更するには出張命令

張命令簿によつてこれをしなければならない。ただし、出張命令簿によるいとまのないときは、口頭により出張命令を發し、又はその変更をすることができる。

5 出張命令簿の記載事項及び様式は、任命権者が定める。

(出張命令に従わない旅行)

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わないので旅行した後、速やかに任命権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

3 省 略

(退職者等の旅費)

第7条 省 略

(1) 省 略

(2) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から遺族の居

簿によつてこれをしなければならない。ただし、出張命令簿によるいとまのないときは、口頭により出張命令を發し、又はこれを変更することができる。

5 出張命令簿の記載事項及び様式は、市長が定める。

(出張命令に従わない旅行)

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により変更された出張命令を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ市長に出張命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令に従わないので旅行した後、速やかに市長に出張命令の変更の申請をしなければならない。

3 省 略

(退職者等の旅費)

第7条 省 略

(1) 省 略

(2) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から府中市役

住地（外国に在住する遺族にあつては、本邦における外国からの到着地）までの往復に要する前職務相当の旅費

2 省 略

（旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とする。

【削 除】

所までの往復に要する前職務相当の旅費

2 省 略

（旅費の種類）

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雜費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

【削除】

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 10 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

【追加】

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、内国旅行において運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には最下級の運賃の額とし、外国旅行において運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が3級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

【追 加】

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、内国旅行において運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には最下級の運賃の額とし、外国旅行において運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が3級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

【追 加】

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行において、長時間にわたる移動として任命権者が認める場合（次号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行において、運賃の等級が3以上に区分された航空機による長時間にわたる移動として任命権者が認める場合 最上級の直近下位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用にあつては、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに

【追 加】

限る。) の用に供する自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。) を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。) その他の旅客を運送する交通手段 (前号に規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。) の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程 (昭和25年大蔵省令第45号) 別表第2に規定する職務の級が十級以下の者の宿泊費基準額 (次条において「宿泊費基準額」という。) とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条

【追 加】

から第12条までのいずれかに規定する費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程第14条の規定により算定する額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、次の各号のいずれかに該当する費用の額とする。

- (1) 予防接種に係る費用
- (2) 旅券の交付手数料
- (3) 査証手数料
- (4) 外貨交換手数料
- (5) 入出国税
- (6) 保険料
- (7) 医薬品の購入に係る費用
- (8) 携行品の購入に係る費用
- (9) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (10) 前各号に掲げる費用に類する費用又は付随する費用

【追 加】

(11) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして市長が認める費用
(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国旅行中における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

第18条～第19条 省 略

第20条 市長(市長に支給する旅費の例により算定する旅費が支給される者を含む。)、副市長又は常勤監査委員に随行して宿泊を要する出張をする場合の職員の旅費(宿泊手当を除く。以下この条において同じ。)は、これらの者と同額の旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、第9条から第14条まで、第16条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を種目ごとに比較していずれか少ない額の合計額とする。

【削 除】

【追 加】

第9条～第10条 省 略

【追 加】

(鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費)

【削 除】

第22条～第24条 省 略

第11条 鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費の額は、別表の定額による。

- 2 急行料金を徴する線路による場合には、別表に規定する鉄道賃外にこれを支給する。
- 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。
- 4 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災等により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
- 5 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。
- 6 支度料の額は、その旅行期間に応じて支給する。
- 7 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額とする。
(航空賃)

第12条 航空賃は、急施を要する出張にして鉄道又は船舶にては、公務を達し難いと市長が認めたときに限り、別表の定額により支給する。

第13条～第15条 省 略

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならぬ。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該返納させる旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第26条 省 略

【削 除】

【追 加】

第16条 省 略

別表 (第11条、第12条)

旅費

区分	給料表の適用	鉄道費 船賃 航空賃 車賃	旦当	宿泊料	食卓料	支度料 旅行雑費
内 国 旅 行	一般職員給 料表(1)の 適用を受け る職員	4級・5級 6級 3級 1級・2級	実費 2,200 2,100 2,000	田 13,500 13,500 13,500	田 1,600 1,600 1,600	田 — — —
	一般職員給 料表(2)の 適用を受け る職員	3級 1級・2級	実費 2,100 2,000	13,500 13,500	1,600 1,600	— —

【削 除】

		府中市一般 職の任期付 職員の採用 及び給与の 特例に関する 条例(令和 3年9月府 中市条例第 13号)第4 条第1項に 規定する給 料表の適用 を受ける職 員	二	実費	2,200	13,500	1,600	二
外 国 旅 行	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、7級の職務にある者の相当額							
備考	<p>1 上級者に随行して出張する場合は、日当を除き上級者と同額とする。</p> <p>2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p>							

(府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部改正)

第2条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例(昭和29年6月府中市条例第26号)の一部を次のように

に改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																																												
<p>(旅費)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とし、その額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>別表第2 (第8条)</p> <p style="text-align: center;"><u>旅費</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃</td><td>運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> <tr> <td>船賃</td><td>運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> <tr> <td>航空賃</td><td>運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> <tr> <td>その他の交通費</td><td>府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）第12条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額</td></tr> <tr> <td></td><td>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表</td></tr> </tbody> </table>	種目	額	鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額	船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額	航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額	その他の交通費	府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）第12条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額		国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表	<p>(旅費)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 <u>旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雜費とし、その額は別表第2による。</u></p> <p>別表第2 (第8条)</p> <p style="text-align: center;"><u>旅費</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>日当</th><th>宿泊料</th><th>食卓料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内国旅費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>3,500円</td><td>15,000円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td>外国旅費</td><td colspan="6">国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>備考</td><td colspan="6"> <p>1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</p> <p>2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p> <p>3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額							備考	<p>1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</p> <p>2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p> <p>3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。</p>						
種目	額																																												
鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																												
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																												
航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付隨する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																												
その他の交通費	府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）第12条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いかか少ない額																																												
	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表																																												
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料																																						
内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円																																						
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額																																												
備考	<p>1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</p> <p>2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p> <p>3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。</p>																																												

<u>宿泊費</u>	第2に規定する指定職職員等に係る宿泊費基準額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額
<u>包括宿泊費</u>	鉄道賃の項からその他の交通費の項までに規定する費用の額及び宿泊費の項に規定する宿泊費基準額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額
<u>宿泊手当</u>	国家公務員等の旅費支給規程第14条の規定により算定する額
<u>渡航雑費</u>	府中市職員旅費支給条例第16条各号に規定する費用の額の合計額又は現に支払った額のうち、いずれか少ない額
<u>死亡手当</u>	93万円

備考

- 1 鉄道賃又は船賃の運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。
- 2 航空賃の運賃の額は、内国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃の額とし、外国旅行において運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最上級（等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第3条 府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年9月府中市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

(【 】は注記である。)

改正後	改正前																																
<p>第7条 省 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u>とし、その額は、市長に支給する旅費の例により算定した額とする。</p> <p>【削 除】</p>	<p>第7条 省 略</p> <p>2 旅費は<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費</u>とし、その額は別表による。</p> <p>別表 (第7条)</p> <p>旅費</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>日当</th><th>宿泊料</th><th>食卓料</th></tr></thead><tbody><tr><td>内国旅費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>3,500円</td><td>15,000円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>外国旅費</td><td colspan="7">国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="7">1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。 2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。</td></tr></tbody></table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額							備考	1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。 2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。						
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料																										
内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円																										
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額																																
備考	1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。 2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に出張した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。																																

(府中市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 府中市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月府中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前																																
(費用弁償) 第2条 省 略 2 前項の規定により支給する旅費の種目は、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u> とし、その額は、市長に支給する旅費の例により算定した額とする。	(費用弁償) 第2条 省 略 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。																																
3 省 略	3 省 略 別表（第2条）																																
【削 除】	<u>旅費</u> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>日当</th><th>宿泊料</th><th>食卓料</th></tr></thead><tbody><tr><td>内国旅費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>3,500円</td><td>15,000円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>外国旅費</td><td>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額							備考	1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。						
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料																										
内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円																										
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額																																
備考	1 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。																																

【削除】

- 2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。
3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

第5条 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とし、その額は、特別職の職員にあつては市長に支給する旅費の例により算定した額とし、会計年度任用職員にあつては一般職の常勤職員のうち職務の級（府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）別表第1の一般職員給料表（1）に規定する職務の級をいう。）が1級の者に支給する旅費の例により算定した額とする。</u></p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の額は、別表第3のとおりとし、その支給方法は、一般職の常勤職員の例による。</u></p>

3 省 略

4 職員に対して支給する旅費の支給方法は、一般職の常勤職員の例による。

(勤勉手当)

第7条 省 略

2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、府中市職員の給与に関する条例第20条第2項に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～4 省 略

【削 除】

3 省 略

【追 加】

(勤勉手当)

第7条 省 略

2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第20条第2項に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～4 省 略

別表第3（第5条）

旅費

職員区分	旅費区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
特別職の職員	内国旅費	実費	実費	実費	実費	3,500円	15,000円	1,800円
	外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、 指定職の職務にある者の相当額						

【削除】

会計 年度	内 旅 費	実費	実費	実費	実費	2,000円	13,500円	1,600円
任用 職員	外 旅 費	国家公務員等の旅費に関する法律中、7級の職務にある者の相当額						

備考

- 1 特別職の職員が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。
- 2 市の車両又は市で借り上げた自動車を使用して、市外に旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。
- 3 日当は、宿泊を要する旅行をした場合に限り、支給する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の府中市職員旅費支給条例、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例、府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例、府中市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、施行日前に出発する旅行に係る旅費については、なお従前の例による。